



# 経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

## 準備できていますか？ 電子帳簿保存法改正

電子帳簿保存法の改正が行われ、2022年1月に施行されました。本改正の最大のポイントが、電子取引を電子データで保管することが義務化されたことです。

この改正にあわせてペーパーレス・業務のデジタル化を進めた企業も多い一方で、なかなか従来の業務フローを改善できずに苦戦している企業も少なくないようです。

今回は、アイユーコンサルティンググループ代表 岩永悠税理士、竹田清香税理士に、改正電子帳簿保存法のポイントや対応策などを伺いました。

2022年2月

### 管理部門注目のイベント

1日～28日……省エネルギー月間 資源エネルギー庁

13日……NISAの日 金融庁



税理士法人アイユーコンサルティング  
代表

岩永 悠 氏



税理士法人アイユーコンサルティング  
税理士

竹田 清香 氏



2022年の  
電子帳簿保存法改正で、  
必ず押さえておきたい  
6つのポイント

今回の法律改正の主なポイントは、大きく分けて6つあります。それぞれについて簡単に解説します。

#### ① 事前承認制度の廃止

改正前は、電子保存を開始しようとする場合には、その3カ月前までには所轄の税務署に申請書を提出し、承認を受ける必要がありました。

しかし改正後は、事前承認が不要となり、すぐに電子保存の開始が可能になりました。

#### ② タイムスタンプ要件の緩和

電子保存はデータで保存されるため、後からデータを改ざんされることを防ぐために、タイムスタンプを使ってデータが真正であることを証明する必要があります。

改正前は、このタイムスタンプの付与期間は3営業日以内と非常に短い期間に設定

されてきました。しかし改正後は、最長2  
カ月+7営業日以内に緩和されます。

また、訂正や削除のログを確認できるシ  
ステムを使ってデータを保存すれば、タイ  
ムスタンプは不要となりました。

### ③ 検索要件の緩和

改正前は、①取引年月日、勘定科目、取  
引金額その他の帳簿の種類に応じた主  
要な記録項目を検索条件として設定でき  
ること ②日付または金額に係る記録項目に  
ついては、その範囲を指定して条件を設定  
することができること ③二つ以上の任意  
の記録項目を組み合わせて条件を設定す  
ることができること、という要件が設定さ  
れていました。

しかし改正後は、検索要件が「取引年月  
日」「取引金額」「取引先」の3つのみに変  
更されました。

### ④ スキャナ保存後の破棄が可能に

改正前の運用では、年に1度の定期的な  
検査において、原本とスキャナ保存したも  
のの整合性を確認したり、事務処理の適正  
性の確認などが必要でした。そのため、紙  
で送られてきた書類については長期間破棄  
できないという課題がありました。

しかし改正後はこれらの定期検査が廃止  
となり、スキャナ保存後、すぐに原本を破  
棄することができるようになりました。

### ⑤ 不正に厳しい措置

電子データの改ざんなどがあった場合、  
通常の重加算税の税率に、さらに10%が加  
算されるという厳しい措置が設けられまし

た。また、法人が青色申告を行っている場  
合、青色申告の取消対象となる可能性があ  
ります。

### ⑥ 電子取引データの書面保存廃止

今回の電子帳簿保存法改正の大きなポイ  
ントといえるのが、この部分です。

電子取引データは原則としてデータで保  
存しなければならず、紙の書面で保存する  
ことで代用ができません。電子メールに添  
付して送られてきた請求書や契約書を保管  
する際に、データで保存せず、紙にプリン  
トアウトして保存するだけでは、対応とし  
ては不十分です。

これらの6つの改正内容のうち、電子  
取引データの書面保存廃止については、  
2022年1月1日から2023年12月  
31日までの猶予が与えられることとなり、  
実質的に2年施行が延期されることになり  
ました。

## 施行が延長した

## 背景には、

## 中小企業の準備不足が

### ● 電子取引データの書面保存廃止

### の対応策

多くの中小企業では、「電子取引データ  
の書面保存廃止」に対する対策が進んでい  
ません。そのことが、今回、猶予期間が設

けられた要因とされています。仮に電子帳  
簿保存法改正に対応したシステムを導入し  
ない場合には、ファイル名を変更するなど  
の4つの対応策が提示されており、これら  
全てを満たすことが推奨されています。

ただ、推奨されている内容を確認すると、  
実はそこまで難しいことは求められていま

せん。

■取引年月日、取引金額、取引先を含ん  
だ統一した順序のファイル名にし、検  
索できる状態にする

■社内で保管ルールを定め、格納するフォ  
ルダに「取引先」や「各月」などの名  
前をつける

■訂正削除の防止に  
関する事務処理規  
定を作る

■格納したPDFファ  
イルについて、取  
引年月日、取引金  
額、取引先を入力  
した一覧表を、検  
索できるように表  
計算ソフトなどで  
作成する

## 具体的な対応策（その①）

➡電子帳簿保存法改正に対応したシステムを導入しない場合、  
以下の①～④すべてを満たすことが推奨される。

①取引年月日、取引金額、取引先を含んだ統一した  
順序のファイル名にし、検索できる状態にしましょう

 20220101\_●●商事(株)\_330,000.pdf

③訂正削除の防止に関する事務処理規定を作成して  
備え付けましょう

国税庁HPにサンプルの事務処理規定が公表されて  
います。

②フォルダに「取引先」や「各月」などの名前を付け、  
社内で保管ルールを定めて格納しましょう

 ●●商事(株)  
2022\_01

④表計算ソフトなどで取引年月日、取引金額、取引先  
を入力した一覧表を作成し検索できる状態にしましょう

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20220105	330,000	●●商事(株)	請求書
2	20220108	150,000	△△建設(株)	注文書

## 具体的な対応策（その②）

➡電子帳簿保存法改正に対応したシステムを導入する。

※実は無料のシステムも多くリリースされている。

これらは基本的に  
コストがかからず、簡  
単にできそうにも思  
えます。しかし、ネッ  
クとなるのが、国税関  
係書類には7年間の  
保存義務があること  
です。  
現段階ではルール  
を決めてエクセル表  
を作成したりファイ  
ル名を統一したりす  
ることができていて



も、7年間漏れなく継続できるでしょうか。忙しくて「後でファイル名を書き換えよう」「毎回は面倒なので週に一度まとめて整理しよう」などとしているうちに、途中からなし崩しのルールが守られなくなる可能性があるので。

●最もリスクが低い対応策は、システムを導入すること

そこで、私たちは最もリスクが低い対応策として、電子取引データを電子で保存するためのシステムを導入する方法を推奨しています。電子帳簿保存法改正に対応したクラウドシステムなどを活用すれば、請求書などの重要書類をクラウド上で作成・保管しておくだけで、電子取引データの書面

保存廃止に対応することができません。システムを導入するとコストがかかります。システムを導入するとコストがかかりそうですが、実は無料のシステムも多くリリースされているため、コストをかけずに導入することが可能です。

●ITリテラシーに大きな差が

このように、実は電子取引データの書面保存廃止への対策にはコストもリスクもそれほどかかりません。ではなぜ、多くの中小企業が今回の電子取引データの書面保存廃止に対応しきれなかったのでしょうか？  
電子取引データの書面保存が廃止となると、データで送られてきた書類についてはデータで保存しなければなりません。そのための準備が間に合わない企業が非常に多かったというのが、2年の猶予期間が与えられた最大の理由です。

その大きな要因はリテラシー格差です。大企業に比べ、中小企業は未だにITリテラシーが低いのが現状で、企業によっては、メールではなくFAXのみ、従業員のほとんどがパソコンを操作できないという企業も少なくありません。

また、担当者にはITスキルがあっても、担当者以外の社員が全く対応できないケースもあります。

電子取引データの書面保存廃止に対応するためには、社内のデジタル化が大前提です。しかし、その前提である環境の整備ができていない中小企業が非常に多いのが現状なのです。

ちなみに、「税理士に任せているから大丈夫」という中小企業も多いのですが、税理士の全てがITリテラシーが高く、顧客先のデジタル化に対応できているわけではありません。

特にペーパーレス化が加速したのはここ数年ですから、変化に対応できている税理士は非常に少ないのが現状です。税理士に任せきりにするのはなく、企業側が率先してデジタル化を進める必要があるでしょう。

2023年の  
施行に向けて、  
企業はどう動くべき？

●これ以上の猶予はないと想定して動くべき

今回は、対応できない企業が多いことが判明したため、国税庁は2年間の猶予を設けました。では、状況によって更に猶予期間が設けられる可能性はあるのでしょうか？

税理士の立場から見ると、更なる猶予期間が設けられる可能性は非常に低いものと考えます。その根拠となるのが、2023年10月から採用されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）です。

インボイス制度のもとでは、適格請求書発行事業者（消費税課税事業者のみ）から

の課税仕入れについては仕入税額控除がみとめられます。

適格請求書発行事業者に対して支払った消費税は納税額から控除することができませんが、適格請求書発行事業者以外に対して支払った消費税は、納税額から控除することができません。

現時点では、3万円未満の少額取引については、適格請求書を保存していなくても仕入税額控除を受けることが可能です。

しかし2023年からはこの特例が撤廃されるため、3万円以下の少額取引であっても、電子で送られてきた適格請求書は電子で保存するための環境整備が必要となるのです。

仮にインボイス制度は予定どおり導入し、一方で電子取引データの書面保存廃止は更に猶予するとすると、電子データで受け取った請求書を電子では保存しなくてもよいということになり、両制度を進めるうえで混乱が生じてしまいます。それは、日本経済全体のデジタル化の足かせにもなりかねません。

このような観点から、電子取引データの書面保存廃止に関する更なる猶予は設けられない可能性が非常に高いのです。今準備が不十分な企業も、2年後に向けて早急に準備を始めなければなりません。

●まずは、バックオフィス全体の見直しを

現時点でデジタル化が進んでいない企業

がまず取り組むべきは、バックオフィス全体の業務フローの見直しです。紙の書類で保管しているものと電子データで保管しているものを整理し、電子データに移行するものを洗い出しましょう。

デジタル化を進めることで、従来の業務フローが大幅に変わる可能性があります。経理担当者だけでなく、社内全体でデジタル化に向かって進んでいくことが不可欠です。特に導入していただきたいのは、経費精算システムです。電子帳簿保存法改正に対応した経費精算システムを導入することにより、スマホで領収書やレシートを撮影するだけで電子帳簿保存法に対応した保存が可能になりますし、すぐに原本を破棄しても問題ありません。

従業員の時間が省けるだけでなく、ダブルチェックを行う経理担当者の手間も大きく軽減されます。

## 経理のデジタル化には、 効率改善や コスト削減の メリットも

経理業務のデジタル化が進んでいない企業では、電子帳簿保存法改正に対応するためにはまず社内のデジタル化を進める必要があります。

デジタル化が進んでいない企業では、紙

で送付される請求書や領収書、レシートなどを見ながらエクセルシートや経費精算書などの申請用紙に内容を記入し、月初に経理担当者にデータや紙で送信するという業務が発生しがちです。

更に、経理担当者はこうしたエクセルシートや紙で受け取った情報を取りまとめて会計ソフトに入力するなどの作業が発生してしまいます。しかし、経費精算システムを導入することによって、従業員側は領収書や請求書を受け取った瞬間にスマホで写真を撮って精算を申請することができ、経理担当者はデータを取りまとめて他のシステムに移行する手間が省けるため、業務効率が非常に上がるのです。

実際に経理周りの業務をデジタル化することにより、煩雑な経理業務もシンプルな作業工程になり、現状よりも少ない経理人員で業務を回せるようになります。バックオフィスにかかる時間は、デジタル化によって最大で50分の1まで縮小した例もあります。

経理のデジタル化によるメリットは他にもあります。例えば月次決算では、月末に数字を締めてから具体的な月次決算の数字が見えてくるまでにタイムラグがありますが、デジタル化を進めることにより、リアルタイムでさまざまな数字を把握することができるようになります。

会社のキャッシュフローや財務状態を把握するタイミングが早ければ早いほど、経営の意思決定に生かすことが可能になります。

す。実際に、ある建設業のクライアントの事例では、インターネットバンキングやクラウドタイプの会計ソフトの導入を進めることで、資金繰りの改善や月次処理の迅速化が実現しました。

電子帳簿保存法改正に対応するための準備として、経理のデジタル化は必須です。業務フローが変わり、一時的に業務負担が増えるようにも思われるかもしれませんが、現状進んでいないデジタル化を進めることにより、大幅な業務効率の改善やコスト削減が見込めます。

電子帳簿保存法改正にあわせて、弊所では週に4回セミナーを開催し、これまでに延べ500名前後の企業や税理士事務所の方に参加いただいています。更に、電子取引データの書面保存廃止に対応できるような環境を整えるサポートも行っています。

税理士法人アイユーコンサルティング  
代表

### 岩永 悠 氏

1983年長崎県生まれ。西南学院大学経済学部卒業。26歳で税理士資格を取得。九州の中堅税理士法人に勤務後、国内大手税理士法人の福岡事務所設立に参画。2013年岩永悠税理士事務所として独立。2015年税理士法人アイユーコンサルティングに改組し法人化。『高付加価値サービスの創造・提供』を理念に掲げ、これまで500社を超える中堅・中小企業の事業承継サポートを提案・実行。組織再編税制を活用した事業承継対策を強みとしている。  
2019年からは株式会社UCG(アイユーコンサルティンググループ)、株式会社アイユーミライデザイン、アイユー公認会計士事務所、アイユー行政書士事務所を設立し、グループ化に着手。相続、事業承継案件を得意とする一方、インキュベーション事業として中堅・中小・ベンチャー企業の成長支援も扱い、土業の枠にとらわれない革新的なサービスを展開し続けている。2020年には京都大学経営管理大学院EMBAプログラムを修了し、成長支援に実践的に取り入れている。

税理士法人アイユーコンサルティング  
税理士

### 竹田 清香 氏

1982年三重県生まれ。日本福祉大学卒業。2005年大手都市銀行系証券会社にてプライベートウェルスマネジメント業務に従事。中堅中小企業オーナー及び資産家に対してコンサルティング業務を行う。2014年不動産系投資顧問会社の経営企画部にて株式上場支援業務に従事。レガシーシステムからのシステム移行及び内部管理統括業務を行う。2018年現職である税理士法人アイユーコンサルティングへ参画。法人顧問業務及び相続税申告業務に従事。2020年9月にソリューション事業部を立ち上げ、バックオフィス改善業務・経理代行サービスの責任者をしている。

本紙に掲載の記事は2022年1月10日時点での情報を基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階  
TEL: (03) 5439-2370 (大代表) FAX: (03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 21 - 5850, 法人開拓戦略室)